



発行 東京都

目次

規則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(総務局総合防災部防災管理課)…一

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局都市基盤部調整課)…二

○東京におけるマンシヨンの適正な管理の促進に関する条例第二十一条第三項の規定による告示……………(住宅政策本部住宅企画部マンシヨン課)…二

○生活保護法による介護機関の指定……………(福祉保健局生活福祉部保護課)…二

○都道の区域変更(三件)……………(建設局道路管理部路政課)…三

告示(教)

告示(教)

○平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正……………九

○東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館……………九

○東京都指定文化財の指定等……………九

○博物館の登録抹消……………一〇

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月十六日

●東京都規則第十五号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十八年東京都規則第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

東京都知事 小池 百合子

別表第二 避難所及び応急仮設住宅の供与の項中「五百五十一万六千円」を「五百六十一万円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項中「千三百十円」を「千四百十円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項中「一八、四〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「三〇、四〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二三、八〇〇円」に、「三九、五〇〇円」を「三九、七〇〇円」に、「三四、九〇〇円」を「三五、一〇〇円」に、「五四、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「四一、八〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「六四、二〇〇円」を「六四、五〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五三、二〇〇円」に、「八〇、八〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「一二、七〇〇円」を「一二、八〇〇円」に、「一二、一〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、一〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二一、五〇〇円」に、「一八、六〇〇円」を「一八、七〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、一〇〇円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項中「五十七万四千円」を「五十八万四千円」に改め、同表埋葬の項中「二十一万二百円」を「二十一万一千三百円」に、「十六万八千円」を「十六万八千九百円」に改め、同表災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去の項中「十三万五千円」を「十三万五千四百円」に改める。

別表第二 一の部医師の項中「二一、二〇〇円」を「二一、三〇〇円」に改め、同部歯科医師の項中「二〇、四〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に改め、同部薬剤師の項中「一七、六〇〇円」を「一七、七〇〇円」に改め、同部保健師、助産師及び看護師の項中「一六、五〇〇円」を「一六、六〇〇円」に改め、同部准看護師の項中「一三、一〇〇円」を「一三、四〇〇円」に改め、同部診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学

技士の項中「一四、四〇〇円」を「一四、五〇〇円」に改め、同部土木技術者及び建築技術者の項中「一五、九〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同部大工の項中「二四、三〇〇円」を「二五、三〇〇円」に改め、同部左官の項中「二六、二〇〇円」を「二七、三〇〇円」に改め、同部とび職の項中「二五、九〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第一の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

告示

●東京都告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十一年東京都告示第千二百六号東村山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
令和二年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 清瀬市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画下水道事業 公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十一年十二月十三日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第三百三十号

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成三十一年東京都条例第三十号。以下「条例」という。）第二十一条第二項の求めに基づき、条例第十五条か

ら第十八条までの規定を次のとおり適用するので、条例第二十一条第三項の規定により告示する。  
令和二年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 適用する区域 墨田区、豊島区及び板橋区
- 二 適用を開始する日 令和二年四月一日

●東京都告示第三百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。  
令和二年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1341655232	株式会社まろん	東京都八王子市西片倉3-1-3 みなみ野メディスンビル2階	マロン薬局 大塚店	東京都豊島区南大塚3-2-14 漆沢ビル1階	居宅療養管理指導	令和2年2月1日
1341655232	株式会社まろん	東京都八王子市西片倉3-1-3 みなみ野メディスンビル2階	マロン薬局 大塚店	東京都豊島区南大塚3-2-14 漆沢ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和2年1月8日
1361690264	株式会社K s H o l d i n g	東京都豊島区栗町1-28-17	訪問看護ステーションすずめが丘	東京都豊島区栗町1-29-4	訪問看護	令和2年2月1日
1361690264	株式会社K s H o l d i n g	東京都豊島区栗町1-28-17	訪問看護ステーションすずめが丘	東京都豊島区栗町1-29-4	介護予防訪問看護	令和2年2月1日
1372106938	共和株式会社	東京都足立区柳原2-17-10 櫻テラス101	あゆみケアサービス	東京都足立区柳原2-17-10 櫻テラス101	居宅介護支援	令和2年2月1日
1330280065	逢坂 文博	東京都葛飾区西新小岩2-1-1-810	おおさか歯科医院	東京都中央区京橋2-12-9 寺沢ビル3階	居宅療養管理指導	令和元年11月1日
1330280065	逢坂 文博	東京都葛飾区西新小岩2-1-1-810	おおさか歯科医院	東京都中央区京橋2-12-9 寺沢ビル3階	介護予防居宅療養管理指導	令和2年2月1日
1342055663	有限会社としま園薬局	東京都練馬区早宮4-40-8	スクエア薬局	東京都練馬区練馬1-20-3 シヤムロック1階	居宅療養管理指導	令和元年12月1日
1342055663	有限会社としま園薬局	東京都練馬区早宮4-40-8	スクエア薬局	東京都練馬区練馬1-20-3 シヤムロック1階	介護予防居宅療養管理指導	令和元年12月1日

●東京都告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 鮫洲大山

二 変更の区間 世田谷区代沢一丁目百三十五番三地先から目黒区駒場四丁目九百六十五番五地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

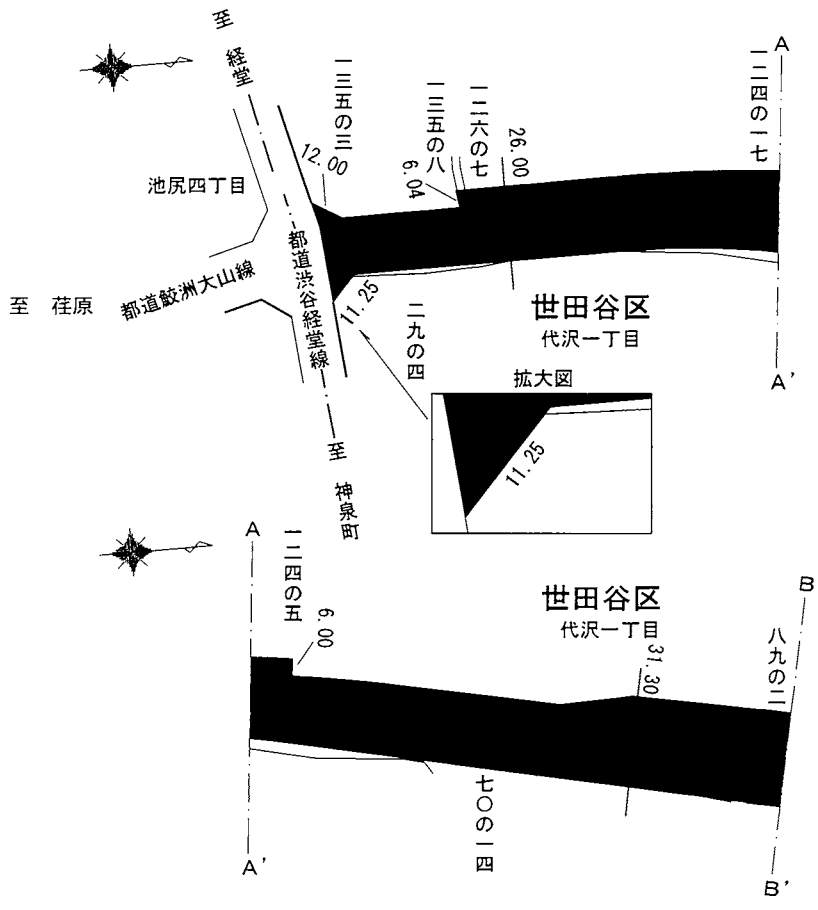
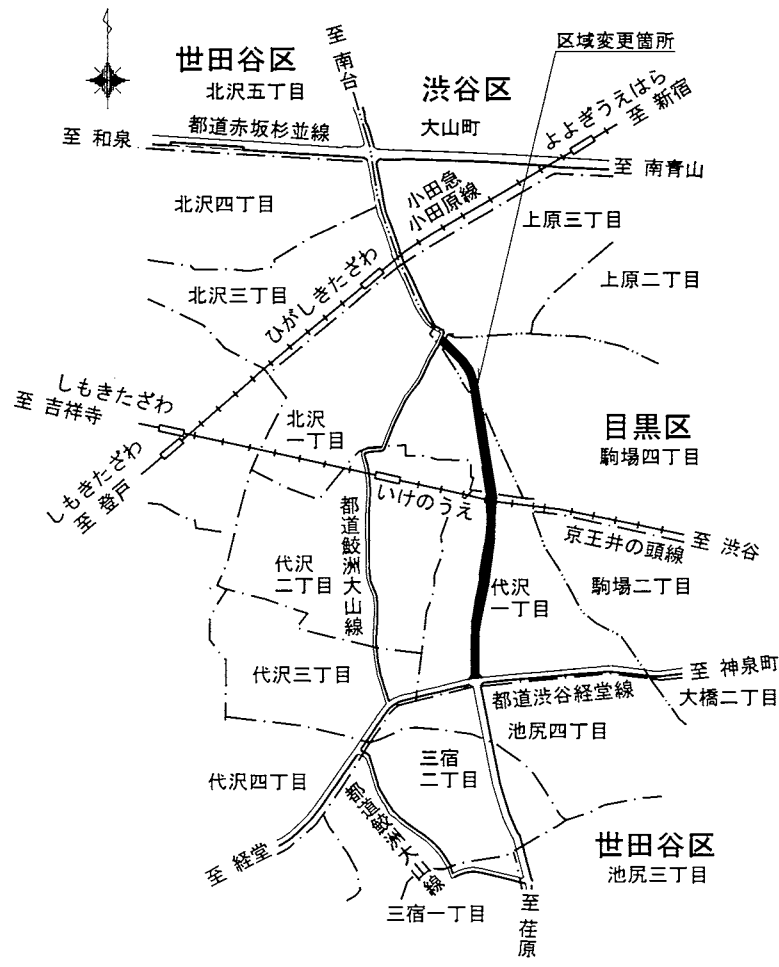
別図

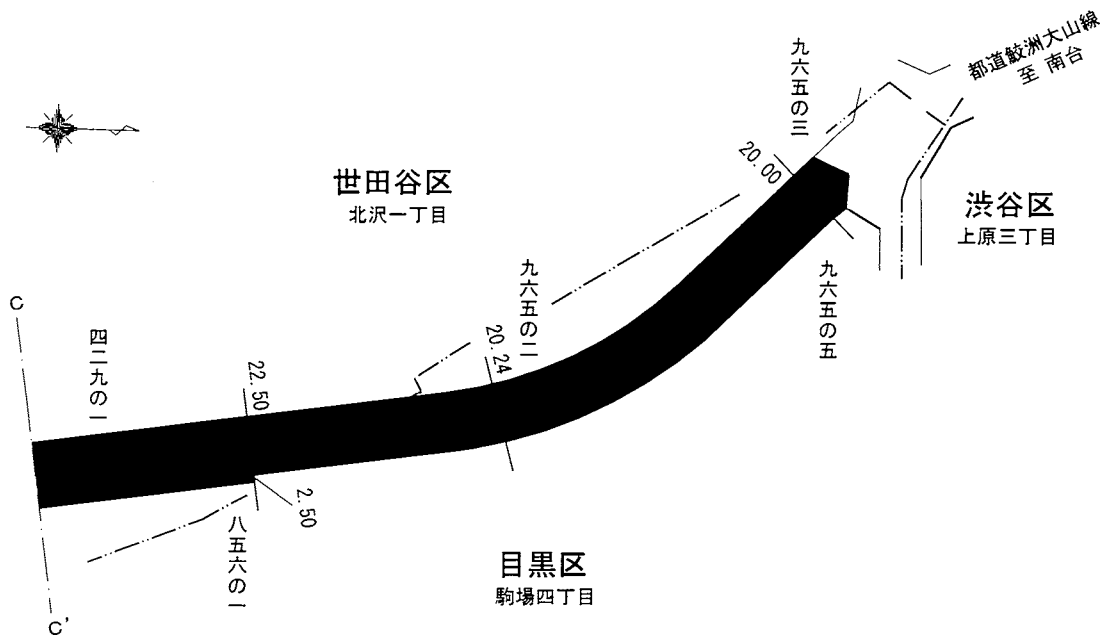
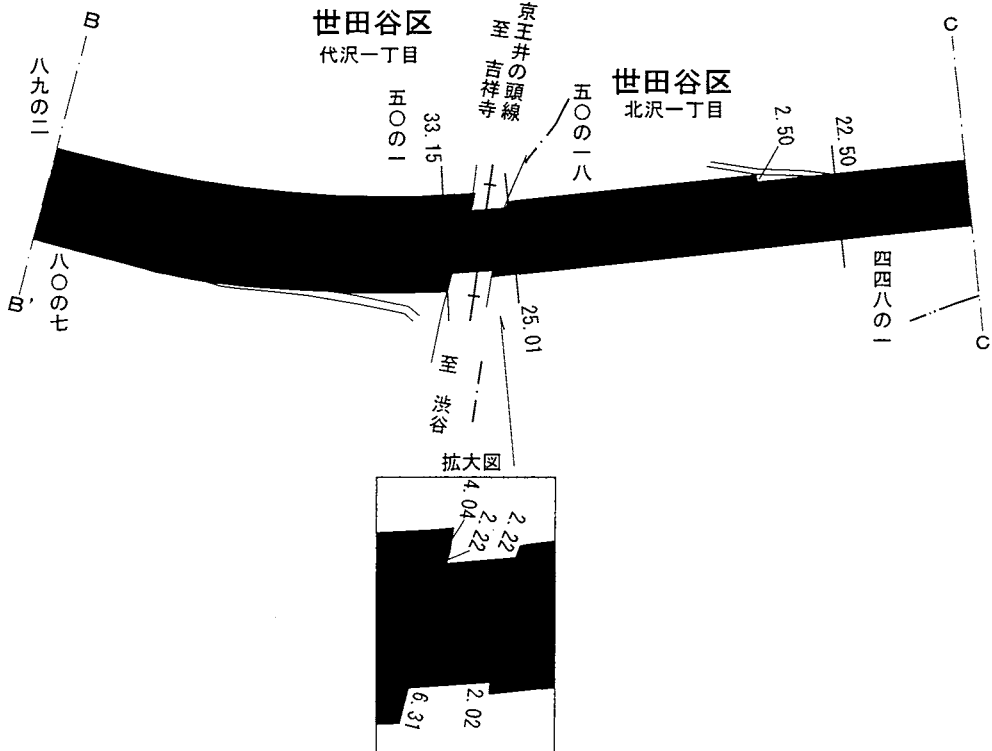
都道鮫洲大山線区域変更略図

世田谷区代沢一丁目、目黒区駒場四丁目

都道  
 特別区道  
 編入区域  
 延長  
 面積

九七四・九二メートル  
 二四、三三二・七〇平方メートル

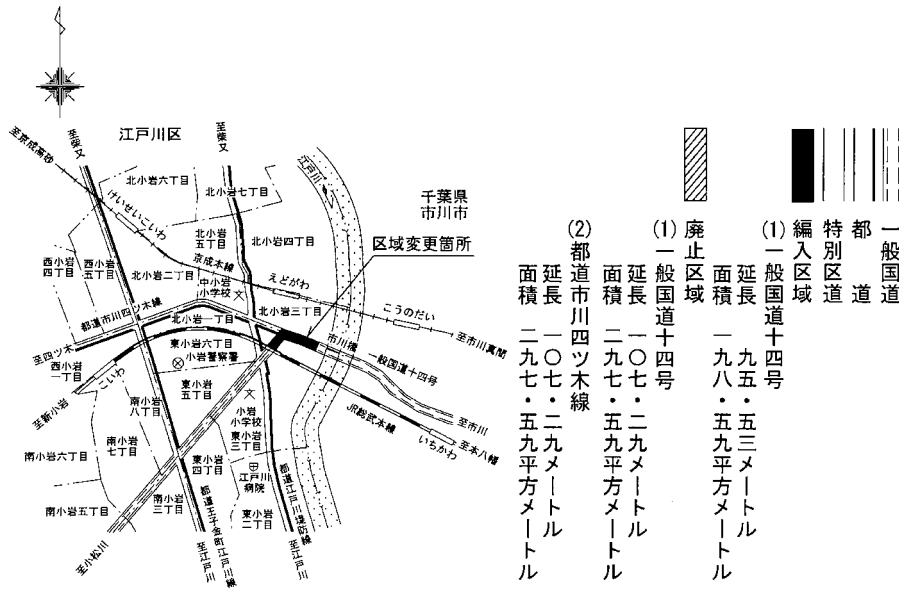




●東京都告示第三百三十三号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和二年三月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

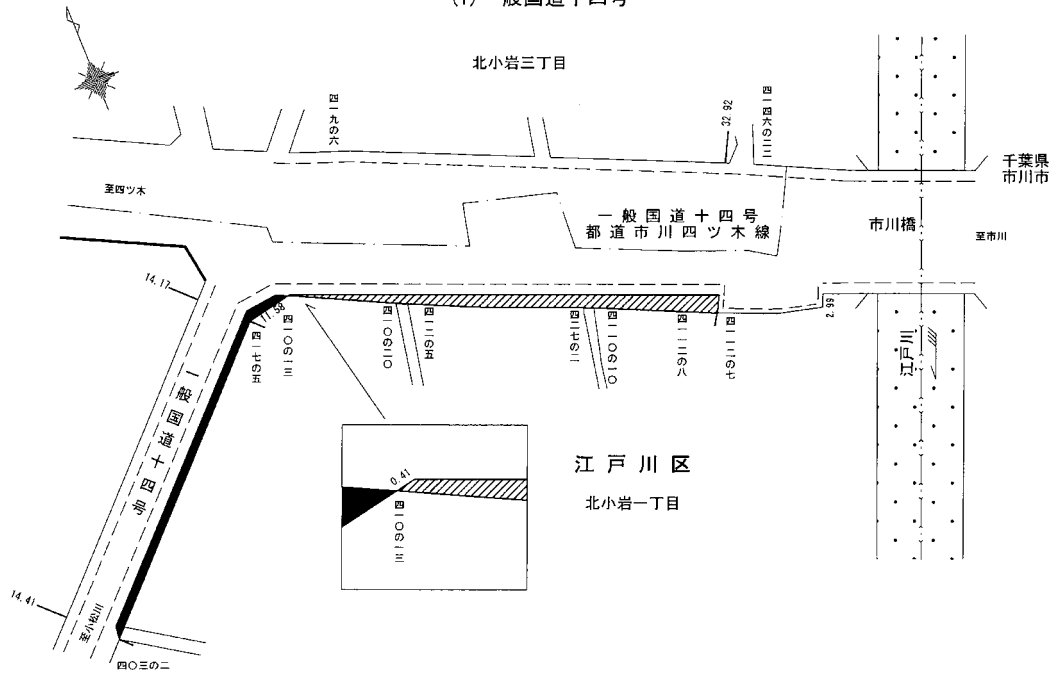
別図

一般国道十四号  
 都道市川四ツ木線 区域変更略図  
 江戸川区北小岩一丁目地内

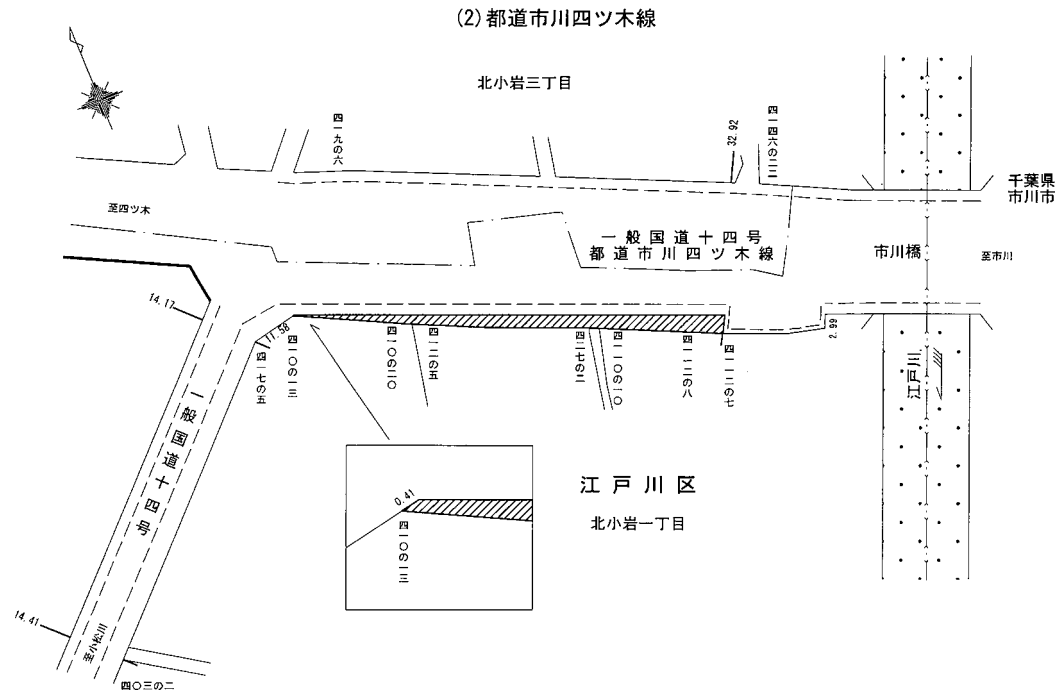


- 編入区域
  - (1) 一般国道十四号
    - 延長 九五・五三メートル
    - 面積 一九八・五九平方メートル
  - (2) 都道市川四ツ木線
    - 延長 一〇七・二九メートル
    - 面積 二九七・五九平方メートル
    - 延長 一〇七・二九メートル
    - 面積 二九七・五九平方メートル
- 廃止区域
  - (1) 一般国道十四号
    - 延長 一〇七・二九メートル
    - 面積 二九七・五九平方メートル

(1) 一般国道十四号



- 令和二年三月十六日  
 東京都知事 小池 百合子
- (一) 道路の種類 一般国道
  - (二) 路線名 十四号
  - (三) 変更の区間 江戸川区北小岩一丁目四百三番二地先から同所四千百十二番七地先まで
  - (四) 変更の概要 別図表示(1)のとおり
  - (一) 道路の種類 都道
  - (二) 路線名 市川四ツ木
  - (三) 変更の区間 江戸川区北小岩一丁目四千百十二番七地先から同所四百十三番十三地先まで
  - (四) 変更の概要 別図表示(2)のとおり



●東京都告示第三百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十六日

東京都知事 小池 百合子

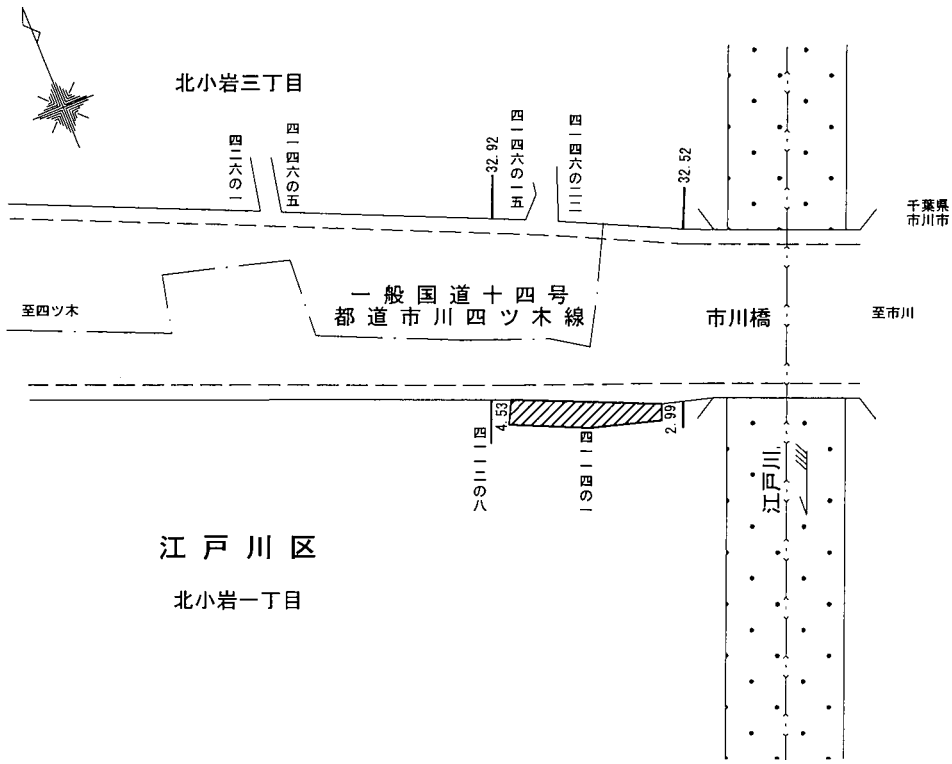
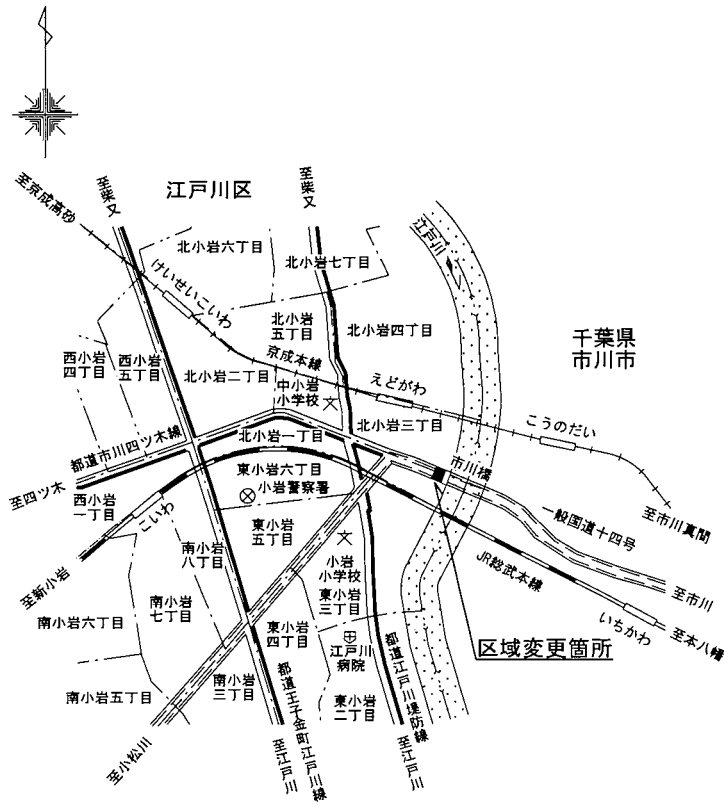
- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 十四号
- 三 変更の区間 江戸川区北小岩一丁目四千百十二番八地先から同所四千百十四番一地先まで
- 四 変更の概要 別図表示のとおり
- 二(一) 道路の種類 都道
- 二(二) 路線名 市川四ツ木
- 二(三) 変更の区間 江戸川区北小岩一丁目四千百十四番一地先から同所四千百十二番八地先まで
- 二(四) 変更の概要 別図表示のとおり

別図

一般国道十四号  
都道市川四ツ木線  
江戸川区北小岩一丁目地内  
区域変更略図



延長 二八・一二メートル  
面積 一一九・一〇平方メートル





告示(教)

●東京都教育委員会告示第八号

平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

令和二年三月十六日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、四八四円	一三、二八五円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇一〇円	一四、二四九円
三十歳以上三十五歳未満	六、三八九円	一七、二八五円
三十五歳以上四十歳未満	六、七六〇円	一九、〇五二円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四二円	二一、三九九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、三〇四円
五十歳以上五十五歳未満	六、九一三円	二五、二三二円
五十五歳以上六十歳未満	六、四二四円	二四、七九七円
六十歳以上六十五歳未満	五、二二一円	一九、七六九円
六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円	一四、九九七円
七十歳以上	三、九六〇円	一三、二八五円

附則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき

事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都教育委員会告示第九号

東京都立図書館規則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書及び第十一号ただし書の規定により、東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館を次のように休館する。

令和二年三月十六日

東京都教育委員会

- 一 期日 令和二年四月十七日、同年五月十五日及び同年六月十六日から同月二十五日まで
- 二 理由 設備等の保守点検及び図書資料の特別整理のため

●東京都教育委員会告示第十号

東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号)第四条、第五条、第二十六条、第三十三条及び第三十四条の規定に基づき、次のとおり東京都指定有形文化財等の指定等を行う。

令和二年三月十六日

東京都教育委員会

- 一 新たに指定するもの
- | 種別         | 名称、員数、所在地、指定区域等 | 所有者   |
|------------|-----------------|-------|
| 東京都指定有形文化財 | 旧赤坂仮皇居御会食所(明)   | 宗教法人明 |

形文化財(建造物) 治記念館本館) 一棟 治神宮

木造平屋建、入母屋造、椽瓦葺、玄関唐破風付銅板葺、建築面積五百三十九・七五平方メートル  
港区元赤坂二丁目二百一番地一 明治記念館内

東京都指定有形文化財(建造物) 旧本田家住宅 二棟 土地 国立市

付 主屋 木造平屋建、入母屋造、茅葺(鉄板仮葺)、建築面積二百五十八・三二平方メートル  
表門 木造一間薬医門、銅板葺、間口二・五メートル、両袖塀付  
附 土地、面積千百七十・〇六平方メートル  
国立市谷保五千百二十二番四

東京都指定有形文化財(彫刻) 木造慈恵大師坐像 一軀 宗教法人深  
調布市深大寺元町五丁目十五番一号 大寺

東京都指定有形民俗文化財 多摩川中流域の船大工用具 稲城市教育  
四千七百八十八点 委員会

稲城市平尾一丁目九番一号  
稲城市郷土資料室  
稲城市矢野口三千七百五十五番地百八十七号 稲城市文化財収蔵庫  
稲城市大丸二千百十番地  
稲城市立第六小学校

東京都指定名勝及び史跡 牧野記念庭園(牧野富太郎宅跡) 練馬区

指定面積 二千百三十五・三六平方メートル  
練馬区東大泉六丁目五百四十八番七、五百五十七番一の一部、同番二の一部、五

百五十九番六

二 指定を解除するもの

種別	名称、員数、所在地、指定区域等	所有者
東京都指定天然記念物(植物)	上野毛のコブシ 世田谷区上野毛三丁目九番二十五号 五島美術館内	公益財団法人五島美術館

三 指定が解除されたもの

種別	名称、員数、所在地、指定区域等	解除された日	所有者
東京都指定有形文化財(建造物)	日本水準原点 標庫 一棟 千代田区永田町一丁目一番地 国会前庭様式庭園内	令和元年十二月二十七日	国土交通省 国土地理院
東京都指定有形文化財(建造物)	旧島津侯爵家袖ヶ崎本邸洋館(清泉女子大学本館) 一棟 品川区東五反田三丁目百九十一番地三十九 清泉女子大学内	令和元年十二月二十七日	学校法人清泉女子大学

●東京都教育委員会告示第十一号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十五条第二項の規定により、次の博物館に係る登録を抹消した。

令和二年三月十六日

東京都教育委員会

一 設置者の名称及び住所 公益財団法人 たましん地域文化財団  
国立市中一丁目九番地五十二

二 博物館の名称 たましん歴史・美術館分館御岳美術館

三 博物館の所在地 青梅市御岳本町一番地一

四 登録番号 第七十号

五 登録抹消年月日 令和元年九月三十日

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

